

2020 年度事業計画

1. 成長科学に関する研究助成、活動支援等を通じて科学振興を図る事業（公1）

(1) 研究助成事業

1) 自由課題研究

a) ヒトの成長並びに成長ホルモン及び成長ホルモンの関連因子に関する臨床研究に、応募の研究者が提案する課題を公募する。

募集期間は、2020年4月1日～2020年6月30日。研究助成委員会で選考のうえ、9月交付。助成期間は1年。

b) FGHR（Forum on Growth Hormone Research）臨床研究

成長・発達及び内分泌領域に関する臨床研究を対象とし、今後の臨床の発展に寄与すると認められる研究。募集期間は、2019年12月2日～2020年1月30日、4月交付。助成期間は1年。

2) 指定課題研究

助成期間は原則として1期2年。2020年度は新規に募集する。テーマは以下の予定。募集期間は、2020年4月1日～2020年6月30日。研究助成委員会で選考のうえ、9月交付。

(a) 成長ホルモン療法の治療効果に及ぼす諸因子の解析並びにアドバース・イベントの調査に関する研究

(b) 成人成長ホルモン分泌不全症患者の診断、治療及び追跡調査に関する研究

(c) 成長ホルモン及びIGF-I測定に関する研究

(d) ヨウ素摂取と甲状腺機能、成長発達との関連に関する研究

(e) 低身長児（者）の生活の質に関する研究

3) 研究年報作成

指定課題及び自由課題の報告をまとめ研究成果として研究年報を作成し関係者に配布。なお、この年報には国外に留学した研究者を併せて収載。

(2) 学術団体に対する助成

学術団体が行う学術集会の費用を援助。

1) 第38回内分泌・代謝学サマーセミナー（日本内分泌学会）を補助

会長：鯉淵典之（群馬大学大学院医学系研究科応用生理学分野教授）

7月2日（木）～4日（土） ホテル天坊 「群馬県 伊香保温泉」

2) 第93回日本内分泌学会学術総会における若手研究奨励賞（YIA）の副賞の一部を補助

6月4日（木）～6日（土） アクトシティ浜松（浜松市）

(3) 学術集会・シンポジウム等の開催

今年度の開催は未定

2. 成長ホルモン剤の適正使用を推進する事業（公2）

成長ホルモン分泌不全性低身長症など成長障害疾患患者の治療に使われる成長ホルモン剤の乱用防止、適正な使用を推進。

(1) 適応判定

1) 成長ホルモン剤の治療適応に関する判定

成長ホルモン分泌不全性低身長症、ターナー症候群、SGA 性低身長症、プラダー・ウィリ症候群、軟骨異栄養症、小児慢性腎不全性低身長症、ヌーナン症候群の 7 疾患に対する治療開始時および継続治療の適応判定。なお、適応判定委員会は定例として年 1 回開催するほか、使用上の問題が生じた場合に適宜適応判定委員会及び専門委員会を開催。

2) データベースの構築と解析

適応判定データについてデータベースの構築と解析をすすめるとともに、SGA 性低身長症については、企業より市販後調査におけるデータの提供等の協力を得てデータベースを充実。データの解析は、成長ホルモン治療研究専門委員会で行う。

3) 一般医に対する相談指導

ウェブサイトより医師からの相談質問を受け、協会の専門医より回答。

4) 成長ホルモン剤治療の適応判定基準につき必要に応じ策定・改定

5) 骨年齢読影サービス（「BoneXpert」使用）およびプラダー・ウィリ症候群の診断における DNA メチレーションテストの費用の助成

骨年齢読影サービスは、登録患者に限定。

(2) 成人成長ホルモン分泌不全症及び間脳下垂体疾患に関する活動

1) 成人成長ホルモン分泌不全症

既登録患者の治療成績・追跡調査を行うとともに、地区委員へ働きかけ新規患者登録事業をすすめる。企業の市販後調査のうちデータ提供が了承されている症例について主治医の協力を得て追跡調査を行い、データベースをアップデートする。

2) 間脳下垂体疾患

2010 年（平成 22 年）5 月協会に移転された間脳下垂体機能障害調査研究班による 5 疾患（下垂体機能低下症、先端巨大症、クッシング病、プロラクチノーマ、バゾプレシン分泌低下症）の登録症例を管理する。難病プラットフォームを利用した研究班による疾患登録レジストリーが予定されており、その事業に協力する。

(3) 地区委員の活動

1) 申請医の相談にのり異議申し立てについて、それ相当の理由があるかどうかを判断。また、その地区の保護者等からの相談・診療の要請に関し、専門医として意見を述べ、必要であれば診療。

2) 児童生徒等の発育を評価する上で、身長曲線・体重曲線等を積極的に活用することが文科省より指示されているので、日本小児内分泌学会、日本成長学会、日本学校保健会と協力して、学校医からの成長曲線の判定の依頼や紹介による成長障害児の診療に対処。

3) 学術運営委員会から伝達された成長ホルモン剤の適正使用に関する情報を、必要により地区の一般医師に対し伝達。

4) 成人成長ホルモン分泌不全症に関する協会の活動への協力。

(4) 事務局の業務

- 1) 成長ホルモン治療の新規適応および継続適応のコンピュータ処理。判定疑義例について適応判定委員への確認。適応判定委員会の報告。依頼者への通知。
- 2) 成長ホルモン治療に関するデータベースの構築。
- 3) プラダー・ウィリ症候群のメチレーションテスト依頼の事務処理。
- 4) 一般医の相談に対する事務処理。
- 5) 適応判定委員会等諸委員会の開催。
- 6) その他 適正使用指導事業に関する事務処理。
- 7) 間脳下垂体疾患症例登録のデータ保管。

3. 世界のヨウ素欠乏症対策およびヨウ素に関連した事業（公3）

2019年のIodine Global Network(IGN)の報告では、学童の尿中ヨウ素濃度中央値(UIC)による評価で196か国中、ヨウ素欠乏(UIC<100 µg/L)は26か国であり、世界には未だヨウ素欠乏症が存在する。ヨウ素摂取量が適量(UIC:100-299µg/L)は134か国、また適量のうちUIC:200-299µg/Lの国は47か国であり、日本は上から9番目である。摂取量が過剰(UIC≥300µg/L)の国は14か国である。

2000年(平成12年)より本協会は他の諸機関と協力して世界のヨウ素欠乏症対策についての国際協力を行っている。昨年度に引き続き、世界のヨウ素欠乏症対策および成長科学分野でのヨウ素と栄養・代謝・内分泌疾患との関連についての基礎的・臨床的研究、調査に事業を展開する。

具体的には以下の項目について、ヨウ素関連調査研究委員会が主体となって調査、研究を行う。また日本甲状腺学会臨床重要課題委員会(委員長:布施養善、副委員長:紫芝良昌)と協力して研究をすすめる。

1) 世界のヨウ素欠乏地域の調査研究及び支援

IGNと協力し、世界のヨウ素欠乏に関するデータ収集・解析および支援を行う。

支援については日本ヨウ素工業会、千葉県など関係機関等と連携して世界のヨウ素欠乏地域へのヨウ素酸カリの無償提供を行う。2015年のスリランカ民主社会主義共和国へのヨウ素酸カリ贈与に引き続き、2018年にはマダガスカル共和国にヨウ素酸カリ850kgを贈与した。次回の支援も同国にヨウ素酸カリ850kgを2020年2月頃に輸送することを目標として準備を行っている。

2) 日本人のヨウ素摂取量についての疫学的研究

日本においては、ヨウ素摂取についての国際的に比較し得るナショナルデータが存在せず、そのため日本人のデータによってヨウ素摂取基準を定められない状況である。そこで2013年より、ヨウ素栄養状態評価の世界的基準である調査法により全国47都道府県すべてにおいて学童(6~12歳の小児)を対象とした全国調査を行った。2019年11月時点で31道府県、46市町村、小学校148校において調査を行い、約3万名の児童と3万7千名の保護者が参加し、全国調査はほぼ終了した。

学童尿中ヨウ素濃度の中央値は287µg/Lであり、日本人のヨウ素摂取量は国際基準では適量であった。このナショナルデータは厚生労働省の「日本人の食事摂取基準」の策定のための基礎的データになる。

3) ヨウ素摂取過剰地域での甲状腺疾患の疫学調査

全国調査の結果からヨウ素摂取量が著しく多い11地域および従来からヨウ素摂取量が多く、甲状腺疾患の頻度が高いとされている地域において、すべての年齢層の住民を対象に甲状腺機能検査を行い、ヨウ素摂取量と甲状腺疾患の頻度、甲状腺機能との関連について研究を行う。このうち一部地域の健常学童に甲状腺容積の有意な増大があることを我々はすでに把握しており、この所見が今後どのように発展するか見極める責任がある。

4) 新生児、乳児、妊産婦のヨウ素摂取と甲状腺機能、発育、発達との関連

妊娠初期のヨウ素欠乏は甲状腺機能低下による胎児、新生児の精神身体発育・発達に影響を及ぼす。一方、妊産婦のヨウ素摂取過剰も新生児、乳児の一過性あるいは永続性の甲状腺機能低下症をおこすことがある。さらに先天性甲状腺機能低下症マスキングの結果にも影響を与える。しかし、日本における実態は不明であるので、発症頻度、臨床像、予後についての研究を行う。

5) ヨウ素摂取が甲状腺疾患（橋本病、バセドウ病など）の経過、予後に及ぼす影響

6) ヨウ素摂取が健康成人の甲状腺機能に及ぼす影響（ヨウ素誘発性甲状腺疾患）

ヨウ素摂取過剰による健康問題について内分泌学、栄養学、疫学の観点から研究する。

これに関連して食品からのヨウ素摂取が健康成人の甲状腺機能に及ぼす影響についての研究（北海道漁業協同組合連合会の支援、協力による）を前年度に引き続いて行う。

7) ヨウ素摂取量を個人レベルで正確に評価するための方法、すなわち生体試料中（血清、乳汁、毛髪など）のヨウ素含有量測定法、食事調査法を開発する。

8) 食事調査法によるヨウ素摂取量の評価には食品中のヨウ素含有量のデータが必須であるので、多種類の食品中のヨウ素測定法を開発、測定し、データベースを構築する。

9) 上記研究項目についての研究助成、会議出席・学術関連会議等開催、研究成果の学会発表、学術論文刊行を支援する。

4. 倫理審査

協会の倫理審査委員会において、事業や研究の審査を実施する。

5. 広報

(1) 「協会ニュース」を年4回発行

(2) 「成長科学協会のしおり」を年1回発行

(3) ウェブサイト

随時ウェブサイトを更新。研究成果、事業内容等について情報公開を推進。

(4) 情報提供活動の強化

1) 適応判定依頼医師への研究成果・情報の提供

2) 成長障害疾患の患者、家族等に対する啓発・支援、講演会等の後援

3) 「心の発達研究委員会」編集によるコミュニケーションペーパー“こころん”のウェブサイトへの掲載。